

<p>設置根拠</p>	<p>春日部市情報公開・個人情報保護審議会条例第1条</p> <p>春日部市情報公開・個人情報保護審議会は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 春日部市情報公開条例 ② 個人情報の保護に関する法律 ③ 個人情報の保護に関する法律施行条例 ④ 春日部市議会の個人情報の保護に関する条例 <p>に基づく情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、設置されている。</p>
<p>所掌事務</p>	<p>春日部市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項各号</p> <p>春日部市情報公開・個人情報保護審議会は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 春日部市情報公開条例の規定により諮問された事項 ② 個人情報保護法施行条例の規定により諮問された事項 ③ 議会個人情報保護条例の規定により諮問された事項 ④ 特定個人情報保護評価に関する規則の規定により諮問された事項 <p>についての調査審議を所掌事務とする。</p> <p>春日部市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第2項</p> <p>審議会は、情報公開制度の運営に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。</p>
<p>改正個人情報保護法下での運営</p>	<p>1 情報公開分野</p> <p>従前と変わらない運営を実施する。</p> <p>2 個人情報保護分野</p> <p>春日部市情報公開・個人情報保護審議会は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 個人情報の保護に関する法律施行条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合 ② 個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定（安全管理措置）に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合 ③ 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合 <p>であって、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときに実施機関が行う諮問に応じることとなる（個人情報の保護に関する法律施行条例第11条各号）。</p>

	<p>また、従前とおり、</p> <p>④ 個人情報保護制度の適正な運用のため、前年度の開示等実施状況の報告（同条例第12条）を受けて、地域代表や有識者等が意見を述べること</p> <p>⑤ 特定個人情報保護全項目評価についての第三者点検を実施することも審議会において取り扱われる事項となる。</p> <p>市議会については、立法機関のため市長部局等とは独立した規律に服することになるが、市長部局等と同様に、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であるときは、春日部市情報公開・個人情報保護審議会に対して諮問を行うことができると規定されている（春日部市議会の個人情報の保護に関する条例第51条）。</p>
<p>委員構成</p>	<p>春日部市情報公開・個人情報保護審議会は、委員7人以内をもって組織される。委員は、①知識及び経験を有する者、②市内各種団体を代表する者、③公募に応じた市民から、市長が委嘱することとされている（春日部市情報公開・個人情報保護審議会条例第3条）。</p> <p>現委員の任期は、令和6年1月31日までとなるため、令和5年度は改選の年となる。個人情報保護法ガイドラインでは、サイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると規定されている。</p>